



報道発表資料の配信日時 4月27日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	5月8日以降の庁内における感染対策について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>5月8日以降の庁内の感染対策について、次のとおり各部局及び各振興局へ通知したので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 庁内における感染対策について</p> <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p> <p>2. 通知日</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月27日(木)</p>		
参考	<p>(例)</p> <p>なお、本庁舎1階の検温器及び消毒液については、5月8日(月)午前8時に撤去を予定。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>総務部総務課(担当者: 富永)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5019</p> <p>内線 22-103</p>		
-------------	--	--	--

庁内における感染対策について

1 庁内の感染対策の考え方

日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や所属の判断に委ねることが基本。

2 基本的感染対策の見直し

《個人の判断》

- マスクの着用

個人の判断に委ねることを基本。

《廃止》

- 「三つの密」の回避・人と人との距離の確保

[フットプリント設置、ソーシャルディスタンスの確保、打合せ等の少人数 等]

※持病がある等重症化リスクの高い職員は、流行期に不特定多数の人がいる混雑した場所等を避けるなど、自ら注意すること。

- 入場時の検温・アルコール消毒液の設置

※多数が集まる会場やイベント時などでは、必要に応じて実施。

※購入済みのアルコールについては、使用期限に留意しながら、適宜使用。

- アクリル板等パーティションの設置

※窓口や受付等多くの人と対面で接する場所においては、当面の間、設置を継続。

- 感染等発生報告・出勤前の健康チェック

《継続》

- 手洗い等手指衛生・換気

- 時差出勤・在宅勤務（働き方改革の観点）

3 庁内委託事業者への対応

「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本」である旨、所管課等から通知。